

川崎市病院事業会計財務会計システム再構築業務委託
プロポーザル評価委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市病院事業会計財務会計システム再構築業務委託（以下、「業務委託」という。）において、プロポーザル方式により受託者として最も適した者を特定することを目的として、「川崎市病院局プロポーザル方式(業務委託)に関する事務取扱要綱(以下、「事務取扱要綱」という。)」第4条の規定に基づき、川崎市病院事業会計財務会計システム再構築業務委託プロポーザル評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、事務取扱要綱第4条第2項に基づき次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 提案の募集要件、募集方法等の決定
- (2) 提案の採否の基準、方法、日程の決定
- (3) 提案の採否の審査及び評価
- (4) その他病院事業管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 評価委員会は、委員長、委員をもって組織する。

2 委員長、委員は、次に掲げる者をもって充てる。

委員長

総務部長

委員

- (1) 経営企画室経営企画担当課長
- (2) 経営企画室経理担当課長
- (3) 川崎病院事務局庶務課長
- (4) 井田病院事務局庶務課長

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があったとき、又はその他の事由により職務を遂行できないときは、委員の中から合議で代理者を選出する。

(会議)

第5条 評価委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 評価委員会の庶務は、経営企画室経理担当において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、病院局長が定める。

附 則

この要綱は、病院局指名競争入札参加者選定委員会において、プロポーザル方式により受託適格者の特定を行うことについて承認を受けた日から施行し、業務委託契約締結の日をもって廃止する。